

黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、歴史的町並みを守り、育むことにより、魅力ある景観の形成を推進するため、住宅等の建築物、建築設備、外構等（以下これらを「建築物等」という。）の修景を行う者に対し、予算の範囲内において、黒石市歴史的景観形成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、黒石市補助金等の交付に関する規則（昭和60年黒石市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史的町並み 歴史的資源を守り、及びいかした町並みをいう。
- (2) 修景 歴史的町並みに調和するよう建築物等の建築等（建築、改修、塗装等をいう。）をすることをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、街なみ環境整備事業地区（街なみ環境整備事業制度要綱（平成5年4月1日建設省住整発第27号）第10の規定により定める地区をいう。）内において、別表第1に定める修景基準に適合するよう修景をする事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、修景をしようとする建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 修景をしようとする建築物等が公共事業の移転に係る補償の対象であるもの。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (2) この要綱による補助金と同様の趣旨の他の補助金等を受けた、又は受ける見込みであるもの。ただし、補助金等の交付の対象となる経費を明確に区別することができる場合を除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人とする。

（１） 次に掲げる市税等の滞納がない者であること。

ア 個人である場合には、補助対象者に課税されている市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

イ 法人である場合には、補助対象者に課税されている法人市民税、固定資産税及び軽自動車税

（２） 黒石市暴力団排除措置要綱（平成24年黒石市告示第103号）第2条第8号に規定する排除措置対象者でないこと。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の限度額は、別表第2に定める。

2 補助金の額は、別表第2の左欄に掲げる事業区分ごとに算出した額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を合計した額とする。

（事前相談）

第6条 市は、必要に応じて、住民等が計画する修景等に係る相談を受け付けるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

（１） 事業計画書（様式第2号）

（２） 位置図

（３） 設計図書又は修景の内容が分かる書類

（４） 設計・施工等業者が発行した見積書（補助対象経費が分かるものに限る。）の写し

(5) 現況写真

(6) 第4条第1号に規定する市税等の滞納がないことを証明する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補助金の交付に係る年度の社会資本整備総合交付金の交付決定を市が国から受けた日以後でなければ行うことができない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該通知を受けた日が属する年度の11月末日のいずれか早い日までに黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付申請取下げ届出書（様式第4号）により申請の取下げをすることができる。

(補助金の変更申請等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分及び内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ、黒石市歴史的景観形成事業計画変更（中止、廃止）承認申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 変更後の事業計画書

(2) 変更後の設計図書又は修景の内容が分かる書類

(3) 設計・施工等業者が発行した変更後の見積書（補助対象経費が分かるものに限る。）の写し

(4) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その承認の可否を決定し、黒石市歴史的景観形成事業計画変更（中止、廃止）承認通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日又は完了した日が属する年度の2月末日のうちいずれか早い日までに、黒石市歴史的景観形成事業費補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して市長へ提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 修景をした箇所の工事中及び工事完了後の写真（申請時に提出した現況写真と同じ箇所のものに限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することが適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、黒石市歴史的景観形成事業費補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付請求書（様式第9号）により補助金を請求するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金をこの要綱に定める目的以外の目的に使用したとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により補助事業者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるときは、黒石市歴史的景観形成事業費補助金返還決定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知する。

（適正管理）

第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けて修景をした建築物等の適正な管理に努めなければならない。

（補助金の交付の制限）

第16条 補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して10年以内の期間は、当該補助金により修景をした建築物等の同一の箇所の修景については、補助金の交付を受けることができない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

種類	区分	修景基準
建築物等の配置		建築物等を敷地に接する道路から後退させ、こみせを設置する空間を確保すること。
建築物	屋根	黒石市景観計画（景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により市が平成 27 年 8 月に策定した黒石市景観計画をいう。以下この表及び次表において「景観計画」という。）に定める景観づくり基準に適合すること。
	外壁	木造又は木質系、漆くい塗り若しくは漆くい塗りを模した仕上げ等により、歴史的町並みの形成に資するものとする。
	開口部	木質系の建具を用いること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、金属製の建具を用い、木製の格子により開口部を覆うこと。
こみせ		黒石市歴史的景観形成計画（歴史的町並みの保全、再生及び活用を目指すため、市が平成 31 年 3 月に策定した黒石市歴史的景観形成計画をいう。）に定める修景基準に適合すること。
建築設備	給排水設備等	広く公衆から見える位置に存するものについては、木質系その他歴史的町並みの形成に資するものにより隠蔽等の措置を講ずること。
外構	門、柵、塀等	木製若しくは木質系の仕上げ又は木板を張り付けることにより、歴史的町並みの形成に資するものであること。
広告物等		建築物の意匠及び形態と調和した意匠、色彩、形態、配置及び面積とすること。

別表第 2（第 5 条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
------	--------	-----	---------

設計費	建築設計に要する費用（工事監理費を含む。修景をする建築物等の建築設計費全体を補助対象経費とする。）	2 / 3	標準的な仕様による工事に要する費用に国が定める建築設計料率を乗じて得た額又は40万円のいずれか低い方の額
こみせ新設等工事費	こみせの新設、増設、改修又は修繕に係る工事費	2 / 3	80万円
建築物修景費	建築物の建築又は大規模な修繕若しくは模様替えに係る工事費のうち外観に係る費用	2 / 3	200万円
建築設備等修景費	建築物等の屋外に露出し、周囲の景観と著しく不調和な給排水設備、空調設備又は電気設備の除去、隠蔽又は改善に係る工事費	2 / 3	40万円
外構修景費	門、柵、塀、植栽、外灯等の整備に係る工事費	2 / 3	80万円
色彩修景費	景観計画に定める色彩基準と著しく不調和な色彩の建築物等の外観の塗装に係る費用	2 / 3	80万円
広告物修景費	自己が管理する広告物の撤去若しくは撤去に伴う集約及び整備に係る費用又は周囲の景観と著しく不調和な広告物の撤去に係る費用	2 / 3	40万円

備考 補助対象経費は、広く公衆から見える部分に関するものに限る（設計費に係るものを除く。）。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

黒石市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付申請書

黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請額 _____ 円

※添付資料

- 1 事業計画書（様式第 2 号）
- 2 位置図
- 3 設計図書又は修景の内容が分かる書類
- 4 設計・施工等業者が発行した見積書（補助対象経費が分かるものに限る。）の
写し
- 5 現況写真
- 6 第 4 条第 1 号に規定する市税等の滞納がないことを証明する書類
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条、第10条関係）

事業計画書

1	事業の目的			
2	事業実施場所			
3	建築物等の所有者	住所 氏名	連絡先	
4	事業の内容			
	事業区分	(1) 設計 (4) 建築設備等修景 (7) 広告物修景 (2) こみせ新設等 (5) 外構修景 (3) 建築物等修景 (6) 色彩修景		
	用途			
	構造		主 　　な 仕 上 げ 材	屋 根 外 壁 工作物
	高さ			
	総事業費(A+B)	円	主 　　な 色 彩	屋 根 外 壁 工作物
	市補助金(A)	円		
	その他の経費(B)	円		
5	工期（予定）		年　月　日から　年　月　日まで	
6	設計・施工等業者			
	設計・監理者	所 在 地 事 務 所 名 代表者氏名 担当者氏名 電 話 番 号		
	工事施工業者	所 在 地 事 務 所 名 代表者氏名 担当者氏名 電 話 番 号		
7	そ　　の　　他			

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

黒石市長

黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付決定通知書

黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付の可否を通知します。

記

補助金交付の可否	可 ・ 否
補助金交付決定額	円
補助対象経費の内容	
事業実施場所	黒石市
工期（予定）	年 月 日から 年 月 日まで
否の場合その理由	
備考	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

黒石市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付で申請した黒石市歴史的景観形成事業費補助金について、下記の理由により取下げしたいので、黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

記

1 取下げの理由

様式第 5 号（第 10 条関係）

年 月 日

黒石市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

黒石市歴史的景観形成事業計画変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった黒石市歴史的景観形成事業費補助金に係る補助事業の計画を、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の理由

2 計画変更の内容

※添付資料

- 1 変更後の事業計画書（様式第 2 号）
- 2 変更後の設計図書又は修景の内容が分かる書類
- 3 設計・施工等業者が発行した変更後の見積書（補助対象経費が分かるものに限る。
の写し
- 4 その他市長が特に必要と認める書類

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

黒石市長 印

黒石市歴史的景観形成事業計画変更（中止、廃止）承認通知書

黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 承認の種別

2 承認の内容

黒石市長 様

報告者 住 所
氏 名
電話番号

黒石市歴史的景観形成事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた黒石市歴史的景観形成事業費補助金に係る実績について、黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の内容及び経費の配分

事業区分	総事業費 (A+B)	市補助金 (A)	その他の経費 (B)
	円	円	円
計			

- 2 事業着手年月日 年 月 日
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 事業実施場所 黒石市

※添付書類

- 1 領収書の写し
- 2 修景を実施した箇所の工事中及び工事完了後の写真（申請時に提出した現況写真と同じ箇所のものに限り。）
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

黒石市長

黒石市歴史的景観形成事業費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した黒石市歴史的景観形成事業費補助金の額を下記のとおり確定したので、黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

補 助 金 交 付 確 定 額	円
事 業 実 施 場 所	黒石市

様式第 9 号（第 13 条関係）

年 月 日

黒石市長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金交付額確定通知を受けた黒石市歴史的景観形成補助金について、黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請 求 額 _____ 円
- 2 振込先銀行名
- 3 支 店 名
- 4 ^{ふ り が な}口座名義人
- 5 口 座 種 別
- 6 口 座 番 号

様式第 1 0 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

黒石市長

黒石市歴史的景観形成事業費補助金取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した黒石市歴史的景観形成事業費補助金について、黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により下記のとおり取り消します。

記

補助金交付決定額	円
補助金決定取消額	円
事業実施場所	黒石市
取消理由	

様式第 1 1 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

黒石市長

黒石市歴史的景観形成事業費補助金返還決定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定した黒石市歴史的景観形成事業費補助金について、黒石市歴史的景観形成事業費補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により下記のとおり返還願います。

記

補助金交付確定額	円
補助金返還額	円
事業実施場所	黒石市
返還理由	
返還期日	年 月 日
返還方法	別紙納入通知書により納入してください。